

南九州市内の支店・営業所等の取扱いについて

令和3年11月1日

市外に本社を有する業者の南九州市内の支店又は営業所等については、新規での格付は行いません。

また、現在、南九州市の格付け名簿に登載されている支店等については、下記の要件を満たす場合に限り、引き続き格付けを行います。

なお、支店等の状況について現地調査を実施することがあります。

市外業者を格付対象とする要件

- 1 支店又は営業所等に契約等（見積・入札・契約）の権限が委任されていること
- 2 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
- 3 支店又は営業所等単体で建設工事等の受注及び履行が可能であると認められるもの
※技術者等有資格者を有していること
- 4 支店又は営業所等が、南九州市税に関して次に掲げるいずれにも該当すること
 - ・支店又は営業所等に法人市民税が賦課され、遅滞なく完納していること
 - ・支店又は営業所等が特別徴収事業者である場合は、遅滞なく完納していること
- 5 市内の支店又は営業所等に、常時職員（技術者等有資格者）が配置されていること
 - ・建設工事(土木・建築・舗装)業者の場合：2名以上
 - ・上記以外の場合：1名以上
- 6 住宅兼事務所の場合は、専用の出入り口を有し、独立した事務所のスペースが確保されていること